

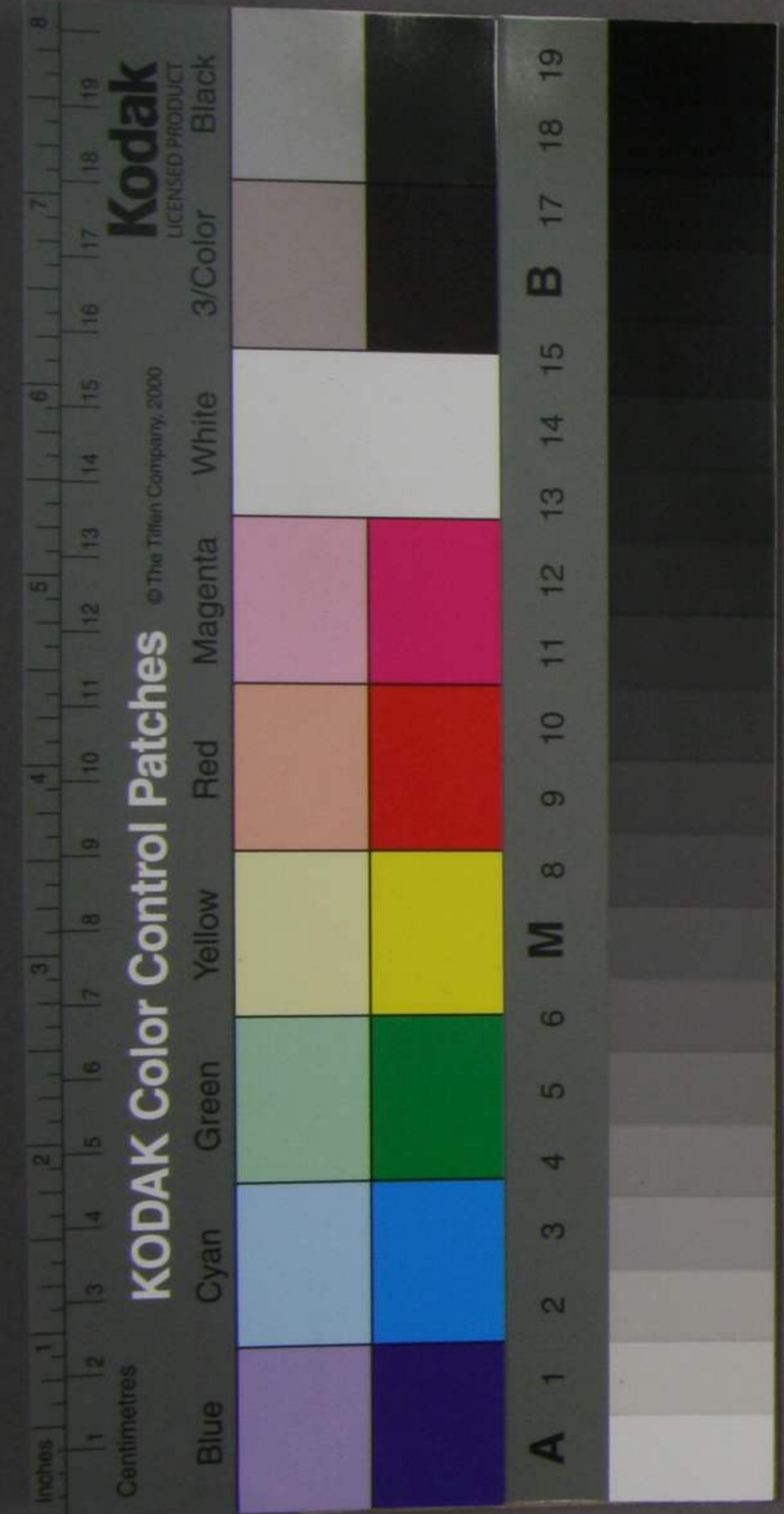
114
A 2041



改租第二期調査疑問

同 日 凡 ソ 徴 租 ハ 民 ニ 寄 還 ノ 偏 ナク 其 方 法 年 率
 ニ シテ 初メテ 其 根 拠 ニ 合 スル キモ ノ ナリト 疑
 々 徒ニ 理論ニ 馳テ 其 衡 矣ヲ 計ラ ス 旨ヲ シテ 煩
 ニ 堪ヘ ンル 如キ アラハ 豈 政 策ノ 得ルモ ノト
 云フ ヲケレヤ 然ニ 地 租 改 正ナルモ ノヲ 觀ルニ
 法 制ノ 完 全ナラ ンルニ アラ ス 且 此 苦 情 百 出
 物 議 常ニ 他ノ 州ノ 之ニ 十ラ ス 竹 槍 席 旗ノ 口 案
 ニハ 必ス 其 一 邊ヲ 占ムルモ ノ、 如シ 然シテ 其
 部 内ヲ 顧レハ 五ニ 増 減スルモ ノヤルモ 全 國ノ
 平均 上ニテ 巨額ノ 減 税ニ 至レリ 彼ノ 旧 法ノ 改
 税 々々 法ハ 亦 租ナリ 寬 苛 亦 從テ 同シカラス
 然レ 比 當 時 亦 有リテ 其 苦 情ノ 少キハ 近 時ノ 甚 々

大正十一年四月
限正
後爵郵寄贈



世宗曰王事

多クカ如ク夫ニ徳而謂功ナラナレハ是レ
更ハナルモノニシテ新法ニモ亦或ハ欠失ノ多キ
モノアルカ
答曰一利ヲ興セハ一害之ニ從フモノハ世ノ通
弊ナリト雖比彼政祖ノ如キハ女弊家モ少キモ
ノニシテ舊法ニ比スレハ女美制タル管一霄壤
ノ差ノミナラス然シテ女誥情一露出ホル
モノ偶ニ増税ニ至レル人民ノ唱ケルモノニ
非ルハナシ豈之ヲ論シ不クハケシヤ試ニ想
舊時ノ税法タル徳川氏ノ遺法ニ由リモ彼ノ
石盛ヨリ生スル弊家ナクモノハ今古一定ニシ
テ地位差遷上下朝例スレモ亦之ヲ増損ス
ルナク時トシテ互采ト免トテ上下スルノミ

二

然レ是亦皆幕吏ノ作用ニ成ルモノニシテ苟
莫公行毫モ女公平ノ主忌ニ由ラズ願テ別藩
税法ヲ親ハナキ是亦別ノ苛索ナク案ニ名状ス
ハカテナルモノナリ豈新法ニ畫一ナルモノト
同日ニシテ之ヲ論スルヲ得ヌヤ若ク彼旧法ヲ
墨守シ今ニ至ルニテ更革スルナクハ竹槍席
語ノ名ハ皆悉ク之ニ由ラズ特其ノ案ノ一途ヲ
占ルニ止ラズヤ是レ改祖ノ氣運ニ恰當ニシテ
又止ムハカテナル政府ノ義務ナレハナリ
或曰改祖ハ政府ノ義務ニシテ又氣運ノ向ウ所
ナリト云フハ其意ヲ了セリ然レ比然改正ノ
モノハ許多ノ費用ヲ要スルヲ以テ何令多少ノ
補給ニ至ル

世且又三事

ナリ而シテ其補救改正モ亦タ全ク整備ニ至ラ
ナリ然レハ但ニ五年、シテ又之ヲ調査シ、其後
テ多キヲ如ク其煩、堪ハスシテ政府ヲ以テ
總督ト為スニ至ラニ是改革ノ得タルモノニ
テナリナリ若カズ民ヲ休養スルノ主義ニ基キ
或ハ十年又ハ十五年ノ一期ト為シ之ヲ更正ス
ハシ、人民ノ財、土地ノ所有ヲ重シ
ナシ、然シテ此第一等ノ貧瘠、向テ屬々調査
ヲ加ヘ、又其租税ヲ増シ、此ハ其心長看スルニ至
テス之ヲ政術ノ得タルモノニ至リ、得ハキカ
若曰、論理ナキニ至ラズ、然レハ凡物皆其時情
ニ依リテ之カ常考ヨカ、ルカ、理論ニ派シテ

73

或ハ其ヲ失フナクシ、彼改正ナルノハ千古未嘗
有ノ、漸削ニシテ日、大事業ナリ、人知、
ナリ、而シテ其權ニ至ラズ、治ニシテ一点ノ之ヲ
可否スルニキ、官吏ノ兼官、知、之ニ從
事スルヤルモ、官民ノ利ヲ爭フカ如ク、
存アルヲ以テ、或ハ從事者、作行、人民、救養
ヲ成申スルノ多寡ト、由リ、民間自ラ申、不
能、ヲ生シ、其ノ苦情、来ス所以ナリ、是ニ以
テ、額布セラレタル改正法、モ此ケ年、格
別、ニシケ年、目、ハ必ス至尚ノ調査、
ス、ナリ、且、尙、初、改正、ノ、不、公、準、ヲ、端
一、今、ケ、年、目、ノ、更、正、ヲ、論、述、

官ノ措

皆其然ナリ

今昔年税ヲ延シ或ハ十番又ハ十一年
 力ハ朝令其改ノ謗アルニ止ラズ其措置民
 政クカ如キモノアルニ免レズ彼ノ新租ノ
 失スルモノハ可ナク若シ其苛ニ失スル如
 運リテハ土筆高値ノ税ハ十番ノ只
 府堂道ノ事アリヤ然レモ六ノ目ノ調査
 由リ之ヲ調査スルヤ以テ其地盤
 由リ之ヲ調査スルヤ以テ其地盤
 由リ之ヲ調査スルヤ以テ其地盤

皆初期改正ノ疎漏無ク
 皆初期改正ノ疎漏無ク

且氏意中貴重
 調査ノ如ク其税ヲ増派
 貴重ナル高動産之租
 由テ之ヲ重令ニ其改メ
 改ムルニ如カナルナリ
 期議本ノ止ムハカ
 各縣中尚多ク春
 今又

堪 八廿九

由リテ或ハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

其ノ由リハ一二年間延期ヲ許ス等

返

何事ノ事

ノ属證ニ由リ事實相違ナク

之ヲ更正セシムハキハ勿論ナリト云々其他區

ノ利益ノ組違及ヒ收穫前年ニ差違アリシト

其言ノ證微シカタヤモノハ容易ニ之ヲ先

カラス如何トナレハ收穫ノ商量ハ畢竟一形

属モノナリ

一期中ハ

漸ク下口ニ差

年ノ至リ実地ノ優劣

ノ一採ニテ之

心ハ一期中措置ノ法ハ画々一區

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

土地

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

也且

土庫 務局

最ニ其ノ當レノ然レ 従ノ之 法
 日永遠ヲ期セハ 自然之レト大差違ト云 敢テ疑
 ハカク不 思ハ彼 賣買ノ地價ナルモ
 然令向等ノ收獲 従 價於一様ト云
 多寡做祖ノ厚薄 従 價於一様ト云
 新法ヲ施 以費ト租税トニ以
 任其徒也 法ニ以テ至當ノ
 後マシアル 法ニ以テ至當ノ
 獲ハ悉ク之ヲ成 法ニ以テ至當ノ
 租税民實ヲ減少シ 錢餘ノ出 及テ至當ノ利

以テ此價ヲ集メ 之ノ七
 一ノ村ノ 分ヨリ上ハ 之ヨリ下
 以ハ 耕田ノ 否 得テ之ヲ出
 以ハ 耕田ノ 否 得テ之ヲ出
 第一二期 テ直テニ 收獲ノ字
 改正スルトモ 假令 一縣 地價ト目
 其増減ヲ要セ 爲初改正ノ額ニ 格別
 其ノ十ニ 其利子 高下ニ 従テ 其收
 増減セザル 力ヲ 至ラ 頃ニ 甚
 知テ 初改正ノ 帳簿ハ 第一
 一ニ 加減スル 人前法

地租 務局

シテ整理スハナシ
法ニハ海書セカレハ
朝令英領ハ
寺

俾ルハ所ナレハ
利百ナラサレハ
法ニ有セ

政許屬々法ヲ變ス
其府庫ヲ充タス
ハ或ハ亦少氏心

價ナレモノハ漸ク
恐クハ

シリ高ル来ノ
期ニテ
施行スル

ハケ年月ハ
期ハ
何ニ

リヤ

地租改正條例
地價也ケ年ノ累
記載セルモノハ
一リ尙至言

系タルノナリ
之ヲ新設スル所
之ヲ新設スル所
之ヲ新設スル所

的ニシテ今更ニ新令
由リテ之ヲ定ムル

同日改組ニ用ユル米價
為初ノ調査ハ
何

改組區
云フモノナリ
ハ

也

塩 米價ヲ加

山ノ下ノ米價ノ降キ産地ノ

市場米價ノ區分詳多ナルニ儘之ヲ云フ

其ニキハ一果一米價ノ用ユルノ類ヲ云フ

ノ法ハ密ナラサハ甲縣ニハ相度

ノ書類明カク又ク其ノアリ乙縣

ノノ脱漏モノアリ或ハ上米ノ

ノ下米ノ分明ナラズル等皆其

ノ大村ナリ地價七

概シ便否材料 至リテハ屋張ハ四内ハ

改正米價ニ

小毛美濃ノ橋塚ニハ石津ノ西部ハ四内

於四内伊勢ハ五

立或トニカキ不

モノニ三内

出リテスルモノナ

小毛比柳亦前陳戸内

是レ其 糊以後ヲ調査ニ於テ又最

密ヲ要スヘキ 一報タリ

アチカ

也且文正事務局

